

いわて県民情報交流センター条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 37 号

いわて県民情報交流センター条例施行規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 県民活動交流センター（第 2 条―第 8 条）

第 3 章 岩手県立視聴覚障害者情報センター（第 9 条・第 10 条）

第 4 章 雑則（第 11 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、いわて県民情報交流センター条例（平成 17 年岩手県条例第 53 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 県民活動交流センター

（休館日）

第 2 条 県民活動交流センターの休館日は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。

2 県民活動交流センターの指定管理者（条例第 3 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

（使用時間）

第 3 条 県民活動交流センターの使用時間は、9 時から 21 時 30 分までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

（許可の申請）

第 4 条 条例第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

（許可の条件）

第 5 条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

- （1） 使用施設内の火気取締り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。
- （2） 使用若しくは条例第 6 条第 1 項に規定する行為を終了したとき、又は条例第 7 条の規定に基づき許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。
- （3） めいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で県民活動交流センター内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入館させないこと。
- （4） その他県民活動交流センターの維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

（指定管理者による立入り）

第 6 条 指定管理者は、県民活動交流センターの管理上必要があると認めるときは、使用中の県民活動交流センターの施設内に県民活動交流センターの管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。

（附属の設備の利用料金の上限額）

第 7 条 条例別表第 2 に掲げる附属の設備の利用料金の上限額は、別表に掲げるとおりとする。

（利用料金の免除及び還付の申請）

第 8 条 条例第 9 条又は第 10 条の規定により、使用料の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、指定管理者の定め

るところにより申請しなければならない。

### 第3章 岩手県立視聴覚障害者情報センター

(休館日)

第9条 岩手県立視聴覚障害者情報センター（以下「視聴覚障害者情報センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで
- (2) 毎月末日（12月にあっては、28日）。ただし、その日が日曜日に当たるときはその前々日、土曜日に当たるときはその前日（4月にあっては、その前々日）と、4月30日が月曜日に当たるときは4月27日とする。
- (3) 点検日（点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物の点検を行う毎年度末の約7日間をいう。）

2 視聴覚障害者情報センターの指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

(開館時間)

第10条 視聴覚障害者情報センターの開館時間は、9時から20時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

### 第4章 雑則

(損傷等の届出)

第11条 いわて県民情報交流センターを利用する者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区 分			単 位	利用料金の上限額 (1回につき)
				円
		第1スポットライト	1式	2,580
		第2スポットライト	1式	3,310
		第3スポットライト	1式	3,310
		第4スポットライト	1式	3,310
		第5スポットライト	1式	3,480
		第6スポットライト	1式	1,480
		第7スポットライト	1式	1,130
		第8スポットライト	1式	1,130
		カラーフィルター	1式	190
		クセノンフォロースポットライト	1式	1,160
		プロジェクタースポットライト	1式	200
	照明設備	ディスクマシーン	1式	340
		スライドキャリアマスク	1式	110
		ダブルマシン	1式	200
		リニアエフェクト	1式	280
		パターンアダプター	1式	40

附属の設備

ホール

	ミラーボール (丸変速型)	1 式	100
	ミラーボール (楕円変速型)	1 式	130
	波エフェクト	1 個	70
	ステージスポットライト (1kw)	1 個	210
	ステージスポットライト (0.5kw)	1 個	190
	エリプソイダルスポット	1 式	60
	ストリップライト	1 台	90
	スモークマシン	1 式	200
映像設備	高輝度プロジェクター	1 台	13,350
	書画カメラ	1 台	780
	移動型液晶プロジェクター	1 台	2,930
舞台設備	水引幕	1 枚	560
	源氏幕	1 対	350
	引割幕	1 対	1,820
	袖幕	1 枚	390
	一文字幕 (高さ 4,550mm)	1 対	840
	一文字幕 (高さ 3,200mm)	1 枚	600
	バック幕	1 対	1,660
	ダメ黒幕	1 対	630
	平台	1 台	150
	箱足	1 個	10
	箱階段	1 台	220
	電動昇降式演台	1 台	1,030
	花台	1 台	190
	司会者台	1 式	840
	金屏風	1 双	2,360
	白屏風	1 双	2,360
	旗パネル	1 枚	260
	地絨 (幅 18,000mm)	1 枚	990
	地絨 (幅 6,000mm)	1 枚	200
	展示パネル	1 式	1,070
	ホワイトボード	1 台	60
	プログラムスタンド	1 台	120
	パンチカーペット	1 巻	250
	仮設ステージ	1 式	870
ミーティングチェア	1 台	20	
ピアノ	1 台	13,570	
指揮者台	1 台	140	
指揮者用譜面台	1 台	70	

		譜面台	1台	70	
	その他の設備	同時通訳装置	1式	16,470	
		国際会議用テーブル	1式	13,070	
ホール以外の施設	展示室	展示台（高さ 850mm）	1台	130	
		展示台（高さ 900mm）	1台	250	
		展示台（高さ 1,050mm）	1台	310	
		展示台（高さ 1,200mm）	1台	330	
		簡易式展示パネル（3連）	1台	310	
		簡易式展示パネル（4連）	1台	400	
		簡易式展示パネル（5連）	1台	500	
		昇降式自立パネル	1台	720	
		床面照明器具	1台	30	
		スポットライト	1台	20	
		可動カウンター	1台	80	
		椅子	1台	20	
		スタジオ・調整室	ドラムセット	1式	680
	ギターアンプセット		1式	690	
	ベースアンプセット		1式	590	
	電子ピアノ		1台	290	
	シンセサイザー		1台	240	
	譜面台		1台	10	
	丸椅子（楽器演奏用）		1脚	10	
	スピーカーパワーアンプセット		1式	880	
	ダイナミックマイクロホン1		1本	60	
	ダイナミックマイクロホン2		1本	30	
	コンデンサーマイクロホン		1本	110	
	マイクスタンド（ブーム式）		1台	50	
	マイクスタンド		1台	50	
	ステレオヘッドホン		1台	30	
	リハーサル室		ピアノ	1台	5,030
	会議室 804		固定型プロジェクター	1台	5,830
	ホール・ホール以外の施設共通	簡易スピーカーシステム	1台	210	
		放送設備	1式	1,360	
		コンパクトディスク・ミニディスクラジオカセットテープレコーダー	1台	120	
		ビデオ一体型デジタルディスクプレーヤー	1台	70	
		スクリーン	1台	140	
移動型プロジェクター1		1台	650		
移動型プロジェクター2		1台	330		
書画カメラ1		1台	460		

	書画カメラ2	1台	260
	プロジェクター・書画カメラ台	1台	160
	ノートパソコン	1台	320
	茶道具	1式	620
	展示パネル	1枚	110
	金屏風	1双	700
	折りたたみテーブル	1台	20
	スタッキングテーブル	1台	90
	ステージ	1台	560
電気料		1kw まで ごとに	120

備考1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したものとする。

2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライトを2列以上使用する場合に限り、徴収する。